

愛媛県土地家屋調査士会宇和島支部規則

承認年月日 昭和60年5月15日

平成16年4月19日

平成24年5月31日

令和元年9月27日

(名称)

第1条 愛媛県土地家屋調査士会会則(以下「会則」という。)第67条の規定により、松山地方務局宇和島支局管轄区域内に設ける当支部の名称は、愛媛県土地家屋調査士会宇和島支部(以下「支部」という。)とする。

(目的)

第2条 支部は、会則第68条に定める事務及び支部の目的達成のため必要な事業を行う。

(事務所の所在)

第3条 支部は、事務所を松山地方務局宇和島支局の管轄区域内に置く。

(支部会員名簿)

第4条 支部は、入会届の副本を編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

第5条 支部会員は、入会届に記載した事項に変更を生じたときは変更を生じた日から15日以内に、その旨を支部長に報告しなければならない。

第6条 支部長は、前条の報告を受けたときは、会員名簿に所要の事項を記載しなければならない。

(支部役員)

第7条 支部に、次の支部役員を置く。

支部長	1人
副支部長	2人以内
理事	2人以上5人以内
監事	1人以上2人以内

2. 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(支部役員を選任)

第8条 支部役員は、支部総会において支部会員の中から選任する。

2. 支部役員を選任方法は、立候補者がありたるときは選挙に依る選任を優先し、立候補者なき場合は選考委員会により選任する。

(支部役員の任期)

第9条 会則第32条及び第33条の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員の職務権限及び義務)

第10条 支部長は、支部を代表して支部の事務を行う。

2. 副支部長は、支部長を補佐して支部の事務を行ない、支部長が欠員のとき、又は支部長に事故あるときはあらかじめ支部役員会の定めるところによりその職務を代理する。

3. 理事は、支部長及び副支部長を補佐して支部の事務を分掌する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行なう。

① 支部の会計に関する監査

② 支部長、副支部長及び理事の業務執行の状況の監査

5. 会則第29条第5項及び第6項の規定は、支部役員に準用する。

(支部役員会)

第11条 支部長は、支部の業務執行上必要であると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

(支部総会と招集)

第12条 支部総会は定時総会と臨時総会の2種とする。

2. 支部長は、毎年1回定時総会を招集しなければならない。

3. 支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

4. 支部長は、支部会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提出して、支部総会招集の請求があったときは、1月以内に支部総会を招集しなければならない。

5. 前項の請求があった後3週間内に支部総会の招集通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

(支部総会の議決事項)

第13条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。

① 予算及び決算に関する事項

② 支部規則の制定及び変更に関する事項

③ 支部役員の選任及び解任に関する事項

④ その他支部運営に必要な事項

(議決権等)

第14条 会則第43条より第47条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、この場合において会員とあるは、支部会員と読み替えるものとする。

(顧問、相談役)

- 第 15 条 支部長は、支部総会にはかかって、支部の顧問及び相談役を置くことができる。
2. 支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問し、又は助言を求めることができる。
 3. 顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。

(支部の経費)

- 第 16 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。
- 第 17 条 支部の経費は、会則別紙第 1 第 6 号の規定による交付金及び寄附金その他の収入をもって支弁する。
- 第 18 条 支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入および支出の状況を明らかにしておかなければならない。
- 第 19 条 支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。
2. 支部長は、毎会計年度終了後 1 月以内に、前年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、その監査をうけ次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。

(旅費・手当等)

- 第 20 条 支部役員の旅費・手当等は、支部役員会の定めるところによる。

(その他)

- 第 21 条 この規則に定めるほか、支部の組織・事業その他支部の目的達成に必要な時は支部細則を定めることができる。
2. 前項の支部細則は、支部役員会の決議を経て支部長が定める。
 3. この支部規則において定めのないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

附 則

1. この支部規則は、会則第 71 条第 2 項の規定により、愛媛県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。
2. 従前の支部規則は、この支部規則の承認の日よりこれを廃止する。